

利用料金表・介護保険（利用者一部負担金 1 割）

| 内容 | | 料金 | |
|-----------------------------|---|--|------|
| 退院時共同指導加算 | 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当ステーションの看護師が在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。 | 600円 | |
| 初回加算 | 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して算定します（過去 2 ヶ月間訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看護計画書を算定した場合も同様）。 ただし退院時共同指導加算を算定した方は算定いたしません。 | 300円 | |
| 基本区分 (准看護師は所定金額の90%) | 20分未満 | 313円 | |
| | 20分未満(PT.OT.STの場合) | ※1日2回以上の訪問 293円/回 | |
| | 30分未満 | 470円 | |
| | 30分以上60分未満 | 821円 | |
| | 60分以上90分未満 | 1,125円 | |
| 緊急時訪問看護加算 | 利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じ行います。 | 574円 | |
| ・月1回 ※ | 緊急時の訪問看護を行った場合は、利用時間により料金がかかります。 | | |
| 特別管理 加算 (月1回) | 特別管理 加算Ⅰ | 1. 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 | 500円 |
| | 特別管理 加算Ⅱ | 2. 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 3. 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 4. 真皮を越える褥瘡の状態 5. 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 | 250円 |

利用料金表・介護保険（利用者一部負担金1割）

| | | | |
|-------------------------------------|---|-------|-------------------|
| 1時間30分以上の訪問看護を行う場合 | 特別管理加算の対象の利用者に対して所要時間60～90分（計画）の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が90分以上となったときに算定します。 | | 300円 |
| 複数名訪問加算 (2人以上による訪問看護を行う場合) ※ | 1. 利用者の身体的理由により1人の訪問看護師による訪問看護が困難なとき 2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があるとき 3. その他利用者の状況等から判断して、1または2に準ずるとき 以上の用件が必要で、単に2人の看護師等が同行しても算定いたしません。 | 30分未満 | 254円 |
| | | 30分以上 | 402円 |
| ターミナルケア加算 ※ | 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 | | 2,000円 |
| エンゼルケア ※ (介護保険対象外のサービスとなります) | ご希望により死後の処置を行った場合 | | 10,000円 (全額負担) |

※の項目については利用者又は家族等の同意を得て算定します。